優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年三月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　さざんか特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=55107593

令和八年三月十三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ALJ Residential Sasashima特定目的会社

取締役　中村　里佳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/aia6tmke59

令和八年三月十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

ＡＣＲＥＦ　ＯＳＬ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和八年三月十三日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アプレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　五十八頁（号外第九十五号）

令和八年三月十三日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪２特定目的会社

取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億九千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　五十九頁（号外第九十五号）

令和八年三月十三日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパングアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪３特定目的会社

取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千七百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html

令和八年三月十三日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

正　誤

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）経済産業省告示第三十六号（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件）

（原稿誤り）

八八六ページ改正後欄終りから一三行目は次のとおりの誤り。

(3)　水力発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	法第九条第四項の認定の日が属する期間	乗じるべき率	除すべき率
一	出力が千キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降	○．九二〇	○．六〇〇
二	出力が千キロワット以上五千キロワット未満のもの	令和七年三月三十一日以前		○．四四八
		令和七年四月一日以降		○．五六七
三	出力が五千キロワット以上三万キロワット未満のもの	令和六年四月一日以降		○．四四八

(4)・(5)　（略）

同ページ改正前欄終りから七行目は次のとおりの誤り。

(3)　水力発電設備

	再生可能エネルギー発電設備の区分等		乗じるべき率	除すべき率
一	出力が千キロワット未満のもの	（新設）	（新設）	○．六〇〇
		（新設）	○．九二〇	（新設）
二	出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの	（新設）	（新設）	○．四四八

(4)・(5)　（略）